

## 令和5年度第6回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年8月10日(木)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時05分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	黒木 美由紀	出席			
	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席
議事録署名委員	1番	市川 春樹		2番	井上 武	
	農業委員会事務局長 亀尾 憲司			事務員 田邊 操枝		
出席吏員	産業課課長 藤原 幸		産業課主幹 前田 智恵子			
傍聴人	1人					

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積等促進計画案の決定について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 使用貸借の合意解約について (3) 令和5年度遊休農地パトロール出発式について
協議事項	(1) 南部町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
その他	令和5年度第7回南部町農業委員会総会日程



		が。
	局長	4人での共有名義にされる理由については、4名の方が連携を取りながら、それぞれが責任を持って農業経営をしていくというお考えがある為と聞いております。
	黒木委員	所有者さんと4名のご関係を教えてください。
	局長	さんは歳で、さんはさんに当たります。さん歳はさんです。さん歳とさん歳はさんに当たるとお聞きしています。
	黒木委員	分かりました。
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。  【議案第2号朗読及び説明（議案書3～4頁）】  番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m <sup>2</sup> 合計：田1筆 m <sup>2</sup> 契約種別：所有権移転 売買 用途：宅地 目的及び概要：共同住宅 譲渡人： 譲受人： この申請地は、300m以内に があるため、農地区分は第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は、10a当たり 円です。
	議長	議案第2号につきまして提案者より説明がございました。現地調査報告を井上委員よりお願いします。
	井上委員	本日、午前9時から、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、井田委員、糸田委員、亀尾局長、産業課の藤原課長、私の8名で現地調査を行いました。現地調査資料の6ページをご覧ください。場所は、 から少し入った所で、下の方に行くと の入り口になります。8ページの土地利用計画図をご覧ください。図面の右側が道路です。3棟建てられて、空いている所は駐車場という形になります。道路に対して低いので、同じ高さに埋め立てをされる予定です。出入口は、図面の真ん中の横断用可変側溝と書いてある所と、下側の駐車場の2カ所にあります。9ページの排水計画ですが、青色の線が排水の流れる方向です。真ん中の駐車場に可変側溝と書いてありますが、それを通して、右側の柵を通し、水路の方に雨水排水をするようになっています。汚水排水は

		赤い線になります。各棟から出た排水は、道路側に公共の下水が通っておりますので、そちらに流れるようになります。申請地のの上側と下側には住居があり、左側は畑を作られています。日照などの問題がありますので、周辺の同意を得ておられます。周囲はブロックの上にフェンスで囲まれます。以上、問題がないと思いました。
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
	黒木委員	農業委員会で、ここまで考えるのか分からないですが、南部町ではハザードマップが作られています。新しく出来る建物の高さとか考えなくても良いのかと思いました。
	議長	最近では想定外の雨が降ったりして、公共事業については、国も県も厳しく言われます。危険地帯については民間でも度々検討されますが、一般の家については、南部町には規制がありません。例えば、以前に耕作放棄地に工業団地誘致の話がありましたが、危険地域だから駄目だと言う事でした。今の南部町の法律では、危険地帯以外は建ててもよいと言う事です。ただし、消防法というものはございますが、本日の現地調査で測量を行い、道路幅が4m以上あり、問題ないことを確認していることを報告します。
	黒木委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第3号		(産業課 藤原課長、前田主幹入室)
農用地利用集積等促進計画案の決定について	議長	議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程いたします。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読(議案書9~11頁)】 農地番号 1番~30番 設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174㎡
	議長	質疑を受けます。
	田邊委員	今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうされますか。
	藤原課長	今も調整を図っていただいているのが現状でございます。この度、この議案を提案するに至りましては、農業委員さん、推進委員さんには汗をかいていただきまして、ここまでの調整が出来たところです。残っていますのが の集落よりも上の方で、まだバトンが繋がっていない状況でございます。先月も の集落に足を運ばせていただいて、所有者の方にも状況をご説明し、今後の方向性についてお話を聞かせてもらいました。その中でのご意見は、ご自身で出来ると言うご意見はなく、使っていただけるのであればバトンを渡したいと言うご意見がほとんどでした。その先に引受け手がないようであれば、手放すのもやぶさかではないというようなご意見がございましたが、産業課としては、

	引き続き次の担い手さん、借手さんを、あっせん、仲介できるように動きを進めていますので、もう少し様子を見させていただいて、次の提案をさせていただく形で今は進めているところでございます。
議長	今のおっしゃりでは、この件については産業課が頭となって進めている形と言う事ですね。産業課が責任を持ってされるのか、あるいは、農業委員さん達が責任を持ってやるように言われているのか。今の考え方では、良いとこ取りで、後の事は投げておくと言う考え方です。大事なことですので、誰が頭となって仕切っていくのかははっきりと教えて下さい。
藤原課長	説明が言葉足らずでした。申し訳ございません。産業課が完全に責任を持って次につなぐということは、ちょっとしかねます。基本的には、所有者さんが次の方を探すのが第一義だとは思っておりますが、現実難しい、そういうことで、手放すのもやぶさかではないというようなお話があったのではないかと思います。そこで、農業委員さん等々に間に入っていただいて、働いていただくというのが、地域にとっては必要になってくると思っております。ただ、そこにだけ任せるといってはありませぬので、産業課も全面的に一緒になって、その中に入っていきたいと考えております。
議長	それは違います。誰が責任を持ってやるのかと言う事です。逃げ言葉ではなく、産業課が責任を持ってやりますと言えませんか。2年前ですか、役場が借りていた所を返すと言う事で、中間管理機構の伊藤理事長に、借り手が無くても3年間お願いをしますと直接頼みました。そのような事を、課長が責任を持ってできるかどうかです。産業課が責任を持ってやると言ってお下さい。そうでないと、良いとこ取りして、後は農業委員会に任せるでは、農業委員の皆さんも困ります。私が責任を持ってやります。しかしながら、農業委員さんもお協力をお願いしますと言えませんか。
藤原課長	大変申し訳ございません。逃げる発言をしたつもりはありませんでしたが、会長が言われるように、産業課としても責任は持ちます。当然この件については、次の農地へつなぐことですので、産業課としても全面的にやりたいと思っております。その件に関して、やはり行政ですので、住民の方、集落の方、その辺のつなぎもこちらの方に来ますので、表に立つのは私どもだとは思っております。会長が言われるように地域のことに長けていらっしゃるのには農業委員会の委員の皆さんですので、そのつなぎ役として御協力をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
議長	田邊委員さん、自分が責任を持ってやると言っておられます。
田邊委員	よろしく申し上げます。借り手が見つからないと耕作放棄地になってしまいます。産業課が中心となって、そのような事にならないようにお願いします。
糸田委員	今回の集積計画は中間管理機構が中に入っていないのですか。それから、残った農地について、中間管理機構に積極的に関わって貰った方がよいのではないのですか。
前田主幹	今回の提案は全て中間管理機構を通した契約になります。

		での集落の話合いを持たせていただいた時に、中間管理機構さんにも出席の願いをしましたが、基本的に元々の契約が、ほぼ相対でされている農地と言う事もありまして、その際には参加いただけませんでした。今ある農地について、新規に借りられる方がおられない状態での引き受けについては、現状、鳥取県の中間管理機構ではされていないと言う事で、受けてはいただけないのが状況です。
議長		いい加減な答弁では困ります。鳥取県下で、受け手がいない農地を機構はたくさん受けています。基本的に法律の中で、3年間は中間管理機構が管理して、借手がなかったときには所有者に返すのが原則です。
藤原課長		議長が言われますように、ルール上は、次の担い手を探す為に中間管理機構をお願いをして、機構も一緒になって探していただくのが基本的な運び方ですが、実際には、中間管理機構も人手がおられないと言う事もありまして、市町村の方で段取りが出来たものを処理されるのが、今の実態となっています。ただ、それが良いと言う事ではないので、中間管理機構にも、この案件については説明もしてありますし、今後の方向性についても話をさせていただいておりますので、積極的に関わって解決を図っていきたいと思っています。
議長		機構の理事長と直接に面談をされた事がありますか。これだけの事になると机の上だけでは前には進みません。責任を持つとおっしゃいましたのでお願いします。田邊委員よろしいですか。
田邊委員		課長職を全うしていただけてよろしくをお願いします。
議長		他にございませんか。
野口委員		3点ほどお伺いしたいことがあります。 1点は、先ほどの課長の話の中で、次の受け手がなかったら手放すと言われているとの説明がありましたが、手放すの意味がよくわかりません。誰が何をどうすることなのか教えて下さい。 それから、前田さんにお聞きします。今回は緊急な案件で、さんが受けてくれて皆が非常に助かっている面はあります。農業委員会が関わる事ではないと分かっていますが、賃料が以前の契約よりかなり下がっていますが、所有者さん達は、この金額で了承されたのかお伺いしたいと思います。 3点目は、質問ではいのですが、課長の話もありましたが、担い手機構に対して違うのではないかと思うところがあり、私も農業している中で苦虫を噛むことがたまにあります。できれば、農業委員会からも、恩田会長、市川職務代理の方から、是非、一言言って欲しいと思います。
藤原課長		手放すという表現が間違っていたかもしれません。次の担い手さんがいない場合は、当然、所有者さんの方で管理をする形にはなるのですが、農地としての維持は難しいので農地以外の山林などにするのもやむなしと言う事をおっしゃったのを、私の方で勝手に手放すという言い方をしてしまいました。申し訳ありません。
前田主幹		農業委員さんのご協力いただいて、委員さんより地権者の方とお話をしていただきました。耕作していただけるだけで良いからと、使用貸借に切替えをされた方もおられますし、金額は下がっても少しは負担を頂きたいと、 円、 円の方もおられます。元々は 円

	とかで契約をされていた方もおられますが、さん自体も、契約期間が切れたものから円に切替えをされていた経緯もあるので、そこまで強い反発はなかったように思っています。
市川職務代理	補足をします。2番から30番まで、私が仲介者になって地権者の方と直接お話をしました。さんの賃料は、円とか円で、以前は円位で借りておられて、高すぎると言う事で、切り替えの際に随時下げてきました。最終的に中間管理機構を使う場合には円に統一すると言う話をしまして、それがでの最高金額だと位置づけました。肥料代等が上がり、米代金が下った中で、さんはまだ若い青年で、就農されてから3年ほどですし、将来的な事も考えて、田んぼを守りたいと言う本人の気持ちも酌んでいただいて、、もしくは円という基準で交渉したという経過でございます。
議長	3点目の農業委員会会長が協力したらと言う事でございますが、これは、ボタンのかけ違いがあります。産業課がやるのであれば、農業委員会に相談をされなくてはいけません。農業委員会は、皆さん方にお諮りして特別委員会と言うものを作り、特別委員会の委員さん方に協力を願う形を作らなければいけません。それを一方的に産業課が、地区か地区か分かりませんが、引き抜くような格好でやっておられます。そのものに協力して欲しいと言われても、協力出来ません。きちんとした形で、産業課から農業委員会会長宛に招集権をお願いしますと言う事があれば、会長は招集して、特別委員会を作って、皆さんに御協力を願い、その中で機構の理事長さんにもお願いをする立場になります。しかし、最初からこのような形ではないので、既に矢は弓から離れていますので、農業委員会の会長は協力出来ません。
野口委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
白川委員	7ページの恩田さんの住所の確認をお願い致します。
前田主幹	間違っていますので訂正をお願いします。
庄倉委員	さんの件につきましては、皆さんが本当に苦勞をされていると聞いています。今年の春頃に、さんは大豆を作られると言う話がありました。10月1日から借りられると水稻の作付けは来年の春からになります。大豆なら今年の作付けに間に合ったのではないかと思います。大豆ならばさん以外の方でもできたのではないかと思います。そのようなお考えはありませんでしたか。
前田主幹	始期が10月1日からと書いてあるので、今年の作付けは無いように見えますが、イレギュラーな事ですので、機構さんとも相談して、契約開始前から農地の立入りをさせてもらい、既に今年度からさんが水稻の作付けをされている状態です。立入りに当たっては、地権者さんとさんの間で、契約前の立入りについて同意書を交わしておられます。他の担い手さんはいなかったのかについてですが、一度、担い手さんと農業委員さんに集まっていたいて、引受け手がおられないか相談の会議を行いました。その席上でさんが手を上げて意欲を見せてくださったこともあって、今回の運びとなりました。
庄倉委員	今年の作付けが出来ていると言う事でしたら、それは良いことだと

		思います。
	議長	他にございませんか。無いようですので、農地番号1番を除いてご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第3号は農地番号1番を除いて議決、承認されました。 番号1番については、私の親族の案件ですので、議長を市川職務代理と交代します。
		(市川職務代理と議長交代、恩田会長退室)
	議長	番号1番について質疑を受けます。
	黒木委員	期間が11年1か月となっておりますが、11年と言う長い期間であることと、1か月という半端な月数は何か理由があるのですか。
	前田主幹	契約期間については、望ましい契約期間が10年以上ということで、双方で話し合いをされた期間がこちらになります。1ヶ月については、多分10年の気持ちで日付を入れられたと思いますが、計算結果的に1か月オーバーになったのではないかと思います。
	黒木委員	分かりました。
	議長	案第3号番号1番につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第3号番号1番は議決、承認されました。
		(恩田会長入室、市川職務代理と議長交代)
5. 報告 (1) 農地法 第18条第 6項の規定 による通知 について	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について提案者より説明を求めます。』
	局長	【『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』要点の朗読(議案書27頁)】 全て さん関係の合意解約でございます。(表の見方を説明) 備考欄に、促進計画議案書とあるのは、合意解約した後に先ほどご審議頂いた促進計画で次の借り手がおられる筆です。作業委託とあるのは、合意解約をした後に、作業委託をしながら、基本的には地権者が管理をされる筆です。空欄は、合意解約はしたものの、次の受け手が決まっていないものでございます。
	議長	質疑を受けます。
	野口委員	確認ですが、 さんが合意解約されたわけですが、地主さんと機構との契約は続いているのですか、それとも、中間保有せずに地主さんの方に帰ってしまうものなのですか。と言うのも、機構が中間保有するものだと思っていて、それだと、先ほどの議題の時の、 の残っている農地の話し合いについて、機構が参加しない理由の整合性が無くなってしまおうと思います。完全に手を引いてしまった考えでよろしいですか。
	前田主幹	機構との契約も解約になっています。
	議長	さんが辞められて、機構と合意解約をされたのなら、次に機構と所有さんとの合意解約も必要になるのではないですか。
	藤原課長	令和5年度からは三者契約になっております。今回の合意解約につきましても、中間保有と言う形ではなくて、三者の合意に基づいて、転貸の方も解約と言う形を取っています。
	野口委員	令和5年度以前の契約についても、今後このような形になるのです

	か。
前田主幹	契約の書式が5年度から変わった関係で、三者が一括で合意解約という形をとらせていただいています。どちらかだけを解除する書式もありますので、場合はよっては借受人と機構だけの解約も可能ですし、今回のように全ての契約を一括で解約する方式も両方あります。
議長	中間管理機構と地主さんの解約もできるわけですか。
前田主幹	中間管理機構と耕作者のみの解約の方法はあります。中間管理機構と地権者のみの解約というのは原理上あり得ないのでありません。説明不足ですみません。
議長	大事な事なので確認します。耕作者と機構は解約できるわけですか。
前田主幹	中間管理機構と耕作者のみの解約は出来ます。
井上委員	以前の総会では、機構と耕作者が解約をされて、機構と地権者が解約されて、二段構えで出ていましたが、今後はそのような形を取られないと言う事ですか。
前田主幹	解約に関しては、以前は、耕作者さんと機構の解約があつて、機構と地権者さんの解約が別々にある状態でしたが、今後は、全てを解約する場合は、一括で提案と言う形になります。
議長	この4月に法改正があつた為と言う事です。
野口委員	この件に関して腑に落ちません。まず聞きたいのが、その法改正は、どこの法が変わったのか、国ならば仕方のない話ですが、鳥取県の中間管理機構のルールがそうなったのならば、機構のルールはおかしいと私は思います。今回の件も、さんが辞められて、耕作する人がいなくて地主さんが困っているわけです。これが仮に機構が保有してくれたら、そのあとを探すのもフォローしてもらえて、地主さんも安心できるはずですし、そういうのがあるからみんな中間管理を通して農地を貸すわけです。借りる側も、そういう面で安心して下さいと説明して借りるわけなのに、一方が辞めると言ったら全部切れるとなってしまうたら、それは凄く困る話ではないかと思えます。特に地主さんが困れると思うので、5年4月から変わったルールを教えてください。
議長	どこの法律が変わったのか、説明をお願いします。
前田主幹	今年度からの法改正と言うのは、国の農振法の改正にあわせて、中間管理の方の書式も変わったものになります。
議長	国の法改正の中で、変わったと言われています。
野口委員	はい。
議長	他にございませんか。
田邊委員	今回の件については、農業委員会がタッチしておりません。産業課が責任持って面倒見るといふことであれば、残った農地をどうされるのか逐次報告していただきたいと思えます。本来ならば、このような問題は特別委員会を設置して農業委員会も関与していくという姿勢が大事ではないかと思えます。産業課長が最後まで面倒見るとおっしゃいましたので、農業委員会への報告はよろしくをお願いします。

	藤原課長	定期的な状況報告は入れさせていただきますし、1件でも次につながれば、提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。また、今後も、お願いすることも多々あると思います。特に、担当の農業委員さん推進委員さんが中心になろうかと思っておりますけれども、個別で情報提供、情報収集もさせていただきます。よろしくお願いいたします。
	議長	他にございませんか。ないようですので『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』報告を終わります。
(2) 使用貸借の合意解約について	議長	『(2) 使用貸借の合意解約について』説明をお願いします。
	局長	【『(2) 使用貸借の合意解約について』(28～29頁)】 報告事項1番は貸借権があるものでございましたが、これは使用貸借の合意解約でございます。表の見方は先ほどと同じでございます。
	議長	ご質問はございませんか。ないようですので使用貸借の合意解約について報告を終わります。
(3) 令和5年度遊休農地パトロール出発式について	議長	『(3) 令和5年度遊休農地パトロール出発式について』説明を求めます。
	局長	8月24日木曜日の9時30分より天萬庁舎3階のまんてんホールにて出発式を行います。出発式の後に遊休農地調査に係る研修会を予定しております。遊休農地の判断をどのように行うか、また、タブレットの使い方について、一般社団法人鳥取県農業会議より講師の方をお招きする予定です。その後に現地研修を朝金地区で予定しております。 18ページには昨年度の遊休農地パトロールの結果を載せています。 令和5年度遊休農地パトロール班編成表をお配りしています。大国地区につきましては8月24日にパトロールを行います。その他の地区につきましては、9月から10月末までにご利用するとともに、日程が決まりましたら事務局までご連絡をお願いします。農業委員会以外の関係機関の方々には事務局より通知をしますので、早めにご連絡をいただきますようご協力をお願いします。
	市川職務代理	班長さんは決まっていますか。
	局長	天津地区は庄倉委員、大国地区は足井委員、法勝寺地区は井上委員、上長田地区は田邊委員、東長田地区は板委員、手間地区は市川委員、賀野地区は井田委員と聞いております。
	議長	皆様のご協力をお願いします。
6. 協議 (1) 南部町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について	議長	協議『(1) 南部町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について』提案者より説明を求めます。
	前田主幹	農業経営基盤強化促進法の第5条に基づいて、10年後の農業構造展望をして、概ね5年ごとに県の基本方針が策定されます。それにあわせて町の方でも基本構想を策定しております。令和3年2月に新しいものを作っておりますが、このたび、令和5年4月1日の農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づいて、構想の方に必要事項を追加なさいますという国からの通知がありましたので、それに基づいて変更を行うものです。 今回の変更ですが、地域計画の推進事業について記載をすることというのと、利用権設定の推進事業については、相対での農地の貸し借り

	<p>については2年間の猶予期間があると言う事で、令和5年と令和6年が猶予期間になるのですが、猶予期間を設ける場合は、基本構想の方に、経過期間中の取扱いを記載しないといけないと言う事で、そちらの方の記載を追加するものです。今回の記載内容は、県の方の基本方針も最低限のものを改正すると言う事で、そちらにあわせて町の方も最低限必要なもののみを変更するというものになります。</p> <p>大きな見直しについてですが、令和6年度に食料農業農村基本法の改正が予定されていると言う事で、農地利用集積の促進計画に完全移行が令和7年度からということもありまして、こちらに合わせて本格的な見直しを行うと言う事で、今回は、内容については見直しは行っておりません。</p> <p>変更した箇所については、資料の中の赤字で掲載しているところになります。</p> <p>本文中で、今まで人農地プランと記載をしてあるものは全て地域計画と文言が変更になっています。</p> <p>地域計画の策定の、大きな記載の変更は14ページに赤字で一括で追加をしているものです。</p> <p>農用地の、10年間の概ねの予定を地域ごとに立てると言う事で、以前は人農地プランというものを作っていましたが、それが全て地域計画に変わると言う事で、町も基本構想に、その策定の実行ですとか、区域の基準というのを記載するようと言う事で今回記載を行ったものです。</p> <p>地域計画の策定実行に当たっては、関係者を中心に話し合いを行っていきますと言う事と、年1回程度の進捗管理を行って、必要に応じて協議をしますと言う事と、条件が悪い農地であって、維持が難しい場合には、粗放的管理を検討すると言う事で、書いています。</p> <p>区域の基準については、基本的には現在の人農地プランというのが概ね地域振興区単位で設定をされていますが、そちらを基に基本的には立てるのですが、概ね1集落以上で、農地の状況ですとか、農作業の実態に合わせて設定をしていくようにと考えています。協議の場については、区域ごとに、担い手さんや、自治会さんの方に通知をさせてもらい、幅広い関係者の方に参加をいただくように考えています。</p> <p>続いて利用権設定の、相対の猶予期間の取扱いというのが15ページの2、利用権設定等促進事業に関する事項のところ赤字で3行記載してあります。経過措置期間中についての取扱いを記載しているものです。こちらを記載することによって2年間の経過措置期間を設けることが出来ます。</p> <p>改正については、10月までに改正が必須となっておりますので、今回農業委員会さんの方に御意見を伺うようにしております。以上です。</p>
議長	このことについて、お聞きになりたいことはございませんか。
糸田委員	3点質問します。1点が、20、21ページの“(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定”と“(7) 農用地利用改善団体の奨励等”これは、まだ存続していますか。農用地利用改善団体という組織はまだ南部町にありますか。確認されて必要ないようであれば

		<p>削除されても良いと思います。</p> <p>それと 23 ページの 7 の (1) のウの“町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた”のところで、地域水田農業ビジョンの名称が変わっているのではないかと思います。それから 2 行目の“農事組合法人福成”も、名称が変わっています。</p> <p>3 点めは、24 ページの (2) 農業委員会の協力のところで、“農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし”、とありますが、ここの意味がよく分かりません。農業再生協議会が、ここでポツンと出てきたような感じがします。</p>
	議長	質問のありました 3 点について、直ぐに答えることができますか。
	前田主幹	(7) の農用地利用改善団体については、後日回答させていただきます。23 ページの農事組合法人福成の箇所は訂正します。地域水田農業ビジョンについても後日回答させて下さい。24 ページの書きぶりについても確認して、後日回答します。
	議長	後日、回答をよろしく申し上げます。
令和 5 年度第 7 回農業委員会総会の日程について	議長	令和 5 年度第 7 回南部町農業委員会総会は、令和 5 年 9 月 8 日 (金) に開催します。総会の午前中に現地調査を行っていますが、新しい委員さんには、随時、現地確認に同伴していただくようにしますので、よろしく申し上げます。
その他	庄倉委員	<p>農地の事ではないのですが、 に があるのですが、その上の方の山に太陽光の計画があると聞きました。木を伐採して、下の方は残すと聞いています。山に太陽光を設置すると、そこから水が流れます。</p> <p>は、しょっちゅう氾濫する所で、下の方の農地に凄く迷惑がかかる所です。そこに太陽光を設置すると、雨によっては、そこから水が流れてきて、農地に影響が出るのではないかと懸念しています。集落の区長さんからは、集落自体は反対をされているとお聞きしましたが、農業委員会として反対だというような話ができないでしょうか。</p>
	議長	事務局は、そのような話を聞いていますか。
	局長	庄倉委員よりご報告いただきまして、一緒に さんから事情をお聞きしています。
	議長	農地にはかからないわけですか。
	庄倉委員	太陽光自体は、農地には全然かかりません。山の、本当に急斜面の所です。
	議長	今の法律の中では、面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えると行政指導が関わってきます。水量計算を、きちんと出さないと許可が出ません。
	庄倉委員	3 年か 4 年ぐらい前に、所有者の方が、その山を売って太陽光にしたいという時は、非常に大きな面積だったのですが、中止になりました。今回は 3,000 m <sup>2</sup> を超えない面積なので、行政はタッチしないと思います。地主さんもこちら他の方ではありません。
	議長	3,000 m <sup>2</sup> 以下ですと、なかなか行政も動かないと思いますが、きちんと文書化して意見具申をすることはできます。
閉会	議長	これにて令和 5 年度第 6 回南部町農業委員会総会を閉会致します。